

公立大学法人静岡社会健康医学大学における公的研究費等の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程

令和3年4月1日 規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学における公的研究費等の取扱いに関する規程（令和3年規程第40号）第8条の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学（以下、本学という）が管理する公的研究費等において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費等 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を原資とする研究費等、運営費交付金の対象となる研究費、地方公共団体からの助成金・補助金、受託研究費、共同研究費、奨学寄附金及びその他本学の責任において管理すべき研究費等をいう。
- (2) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。
- (3) 不正 故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) 研究者等 本学の教職員その他の本学の公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

(不正調査委員会の設置等)

第3条 学長は、不正が疑われる通報等（学内及び学外からの告発、指摘及び申出を含む。以下同じ。）を受け付けた場合は、当該通報等の受付日から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費等を交付又は配分する機関（以下「関係機関」という。）に報告する。

- 2 学長は、調査が必要と判断した場合は、速やかに公的研究費等不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査を実施する。
- 3 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法その他必要な事項について、関係機関に報告又は協議しなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、不正事案の内容により学長が指名する。ただし、第1号及び第7号に掲げる者は、必ず指名しな

ければならない。

(1) 理事（総務担当）

(2) 研究科長

(3) 図書館長

(4) 研究センター長

(5) 大学事務局長

(6) 総務経理課長

(7) 本学、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない学外の弁護士、公認会計士又は有識者

5 調査委員会の委員長は、理事（総務担当）をもって充てる。

6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額その他必要な事項を調査し、それぞれの事項について認定する。

(秘密保持)

第4条 調査の実施に当たっては、告発者の秘密を守るため、告発者が特定されないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 調査委員会の構成員をはじめ告発等を知る立場にある者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(調査)

第5条 調査委員会は、不正の内容等について速やかに調査を行わなければならぬ。

2 調査は、関係資料の提出その他調査に必要な協力を求ることにより実施する。

3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第6条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

3 学長は、必要に応じて、研究者等に対し、調査対象制度の公的研究費等の使用停止を命ずることができる。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会の委員長は、調査結果に基づき認定した事項について報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、次に掲げる者（以下「被通報者等」という。）

に対し報告内容を通知するものとする。

- (1) 被通報者
 - (2) 被通報者以外で不正に関与したと認定された者
 - (3) 通報者
- (不服申立て)

第8条 被通報者等は、前条第2項により通知された報告内容に不服があるときは、その通知を受けた日から14日以内に、学長に対して不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項による不服申立てを受理したときは、調査委員会に対して速やかに再調査の必要性についての報告を求めるものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受けて再調査を行うか否かの決定をし、その結果については速やかに被通報者等に通知するとともに、再調査を行うと決定した場合は、調査委員会に対して再調査を命じる。
- 4 再調査を行うか否かの決定及び再調査の結果については、不服申立てを行うことはできない。
- 5 再調査に当たっては、第4条から第6条第2項までの規定を準用する。

(関係機関への報告)

第9条 学長は、通報等の受付日から210日以内に最終報告書を作成し、関係機関に提出する。

- 2 前項の最終報告書には、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画その他必要な事項を記載する。
- 3 学長は、第1項で定める提出期限までに調査が完了しない場合であっても、調査委員会において不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに関係機関に報告しなければならない。
- 4 学長は、調査対象事案に係る関係機関から報告を求められた場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を当該関係機関に提出する。
- 5 学長は、調査に支障があるなど正当な事由がある場合を除き、関係機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の依頼に応じる。

(調査結果等の理事長への報告)

第10条 学長は、理事長に対して調査委員会の調査結果を報告しなければならない。

(調査結果等の告発者等への通知)

第11条 学長は、告発者（当該告発者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）及び被告発者に調査結果を通知しなけ

ればならない。

(措置)

第 12 条 学長は、前条による報告の結果、関係機関から不正に係る資金返還命令を受けたときは、研究者等から当該額を返還させるものとする。

2 学長は、第 7 条第 1 項の報告に基づき、不正があったと認められなかつたときは、その旨を調査に關係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第 13 条 調査委員会の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。）によるものと認められたときは、学長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護)

第 14 条 学長は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査結果等の公表)

第 15 条 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合、原則として調査結果を公表しなければならない。なお、公表する内容には、必要に応じて不正行為に關与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等が含まれる。

2 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為がなかつたと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。なお、調査結果を公表する場合、その内容には、不正行為がなかつたこと、必要に応じて被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含む。また、悪意に基づく告発と認定された場合は、必要に応じて告発者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査の結果を受けた処理)

第 16 条 学長は、本調査の結果を踏まえて、必要に応じて、不正行為を行つたと認定された者あるいは悪意に基づく告発と認定された告発者に対して、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則第 44 条及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の懲戒等に関する規則に基づく懲戒の審

査を行うとともに、特に必要と認める場合は刑事告発等の措置を行わなければならない。

- 2 学長は、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく告発と認定された告発者が本学の学生である場合、特に必要と認める場合は刑事告発等の措置を行わなければならない。
- 3 学長は、第7条による報告の結果、配分機関から不正に係る資金返還命令を受けたときは、当該不正に関与したものから当該額を返還させるものとし、学内研究費についても同様の扱いとする。
- 4 学長は、第7条による報告の結果に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に關係したすべての者に通知するとともに、必要に応じて告発者又は被告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(事務)

第17条 調査委員会に関する事務は、総務経理課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。